

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月26日（平成27年（行情）諮問第199号）

答申日：平成28年9月5日（平成28年度（行情）答申第275号）

事件名：特定文書に対する回答を特定自衛官が特定日に口頭でしたときに読んでいた書面の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定中隊長が作成した書面であって、「26.6.20に26.6.11付申立書に対する回答を中隊長が個人に対し口頭でしたときに読んでいた書面」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年10月23日付け防官文第15665号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った本件対象文書の不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

##### (1) 異議申立書

平成26年8月28日（木）、私が同月25日に送付した行政文書開示請求書（請求受付番号B737）の氏名等が黒塗りされているものを中隊長が私に見せた。

私は、中隊長に、これは自分が開示請求したものであることを伝えた。

その後、中隊長は、この「請求受付番号B737の行政文書」を私に見せ、（開示請求した行政文書は）これでよい（間違いはない）のか確認した。

私は、中隊長に、開示請求した行政文書はこれである（間違いはない）ことを伝えた。

同様に、中隊長は、「請求受付番号B738の行政文書」についても私に確認した。

異議申立ての請求受付番号B739についても、中隊長は、この行政文書開示請求書を私に見せた。

この行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載

した②について、私は、中隊長から、「(パソコンで)データを検索するのでキーワードを教えてください」と言われた。

翌日の29日(金)、私は、中隊長に、「自分が開示請求していることを確認できたから、パソコン使用禁止の理由が書いてあるこれ(「請求受付番号B739の行政文書」)を自分に開示することができないのではないか」ということを伝えた。

中隊長から、昨日のキーワードについて聞かれたため、これについて、私は、「ボールペン」「修正できないように」と伝えた。

その後、中隊長から、「(請求受付番号B739の行政)文書」が見つかったと言われた。

そして、私は、中隊長が、この「請求受付番号B739の行政文書」を持っているところを見た。

この日、この文書は存在していたのだから、これを開示しないことは不当である。

## (2) 意見書

異議申立人から、平成27年4月23日付け(同月27日收受)で各諮問事件に係る意見書及び資料が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

本件開示請求は、「特定中隊長が作成した次の書面 ①26.6.13に26.6.1付申立書に対する回答を中隊長が個人に対し口頭でしたときに読んでいた書面 ②26.6.20に26.6.11付申立書に対する回答を中隊長が個人に対し口頭でしたときに読んでいた書面」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかったため、平成26年10月23日付け防官文第15665号により、文書不存在を理由とする不開示決定(原処分)を行った。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

原処分に当たっては、陸上自衛隊特定部隊において書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行ったが、本件開示請求に該当する行政文書の保有は確認することはできなかった。

しかし、本件異議申立てを受け、同隊において再度の探索を行ったところ、「①26.6.13に26.6.1付申立書に対する回答を中隊長が個人に対し口頭でしたときに読んでいた書面」については保有が確認された。

一方で、「②26.6.20に26.6.11付申立書に対する回答を中隊長が個人に対し口頭でしたときに読んでいた書面」(本件対象文

書)については、再度の探索においても、その保有を確認することができなかった。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立ては、「原処分のうち、「用済み後廃棄されており、保有していなかったため不存在につき不開示」とした部分を取り消す。」との決定を求める。」としているが、上記2のとおり、「①26.6.13に26.6.1付申立書に対する回答を中隊長が個人に対し口頭でしたときに読んでいた書面」については、開示請求に該当する文書の保有が確認されたことから、改めて開示決定等することとするが、本件対象文書については、なお、その保有を確認することができなかったことから、原処分を維持することが適当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ①平成27年3月26日 | 諮問の受理             |
| ②同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③同年4月27日    | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④平成28年9月1日  | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求（請求受付番号：「2014.8.27-本本B739」）に対し、処分庁が、該当する行政文書を用済み後廃棄したため、保有していないとして不存在による不開示決定（原処分）を行ったところ、異議申立人は、原処分を取り消すべき旨主張する。

これに対して、諮問庁は、本件異議申立て後の探索により、「①26.6.13に26.6.1付申立書に対する回答を中隊長が個人に対し口頭でしたときに読んでいた書面」については、その保有を確認したため、これを特定し改めて開示決定等をするとしている一方で、本件対象文書については、その保有を確認できなかったため、原処分を維持することが適当であることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書に係る申立て（26.6.11付け申立書による申立て）は、陸上自衛隊服務規則（以下「規則」という。）に基づくものであるとのことであった。そこで、当審査会において規則を確認したところ、申立てへの回答方法に関する規定はなかった。

また、諮問庁から、本件対象文書に係る申立書（26.6.11付け

申立書)の写しの提出を受けて、その内容を確認したところ、当該申立て事項は、口頭で回答を行うこととした上で、その回答内容を文書として保存しておかなければならないような性質のものとは認められない。

そうすると、本件対象文書に係る申立てへの回答が中隊長から本人に対して口頭でされた際に、中隊長が参照していた文書が存在していたとしても、当該文書は念のため任意に作成されたものであって、口頭での回答がされたことをもって、当該文書の作成目的が達成されたとして、その後に廃棄されていたとしても不自然、不合理であるとは認められない。

(2) また、原処分時及び本件異議申立て後に行われた本件対象文書の探索が特段、不十分であったともいえない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子